

【 処 置 】

6 3 5 創傷処置（挫創）の算定について

《令和7年7月31日》

○ 取扱い

挫創に対する J 000 創傷処置「1」100 平方センチメートル未満の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

挫創は、鈍体が強く作用した部位の皮膚、皮下組織が挫滅し、皮膚が離断した創であり、創傷処置 100 平方センチメートル未満の傷であっても、早期治癒を促す上で必要な処置である。

以上のことから、挫創に対する創傷処置「1」100 平方センチメートル未満の算定は、原則として認められると判断した。